

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 石川県教育委員会

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	95.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	98.9%
全職員	95.7%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	97.2%
本庁課長補佐相当職	94.5%
本庁係長相当職	91.4%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	100.6%
31～35年	93.6%
26～30年	95.6%
21～25年	93.4%
16～20年	94.2%
11～15年	94.5%
6～10年	92.3%
1～5年	93.8%

【説明欄】

- ・ 2（1）「本庁部局長・次長相当職」区分には、女性の職員がいないため。
- ・ 2（1）「本庁課長相当職」区分には、校長・副校長・教頭を含む。
- ・ 2（1）「本庁課長補佐相当職」区分には、主幹教諭・指導教諭・部主事を含む。

【任期の定めのない常勤職員について】

- ・ 扶養手当について、男性に支給している場合が多く、R6.4.1時点における扶養手当の受給者に占める男性の割合は75.1%であり、特に勤続年数が1～5年、6～10年の職員においては、80%を超えている。
- ・ 男性に支給する特殊勤務手当（※）額の方が多く、男性の特殊勤務手当平均支給額に対する女性の平均支給額の割合は約4割となっている。

※多学年学級担当手当、特殊授業手当、教員特殊業務手当、教育業務連絡指導手当、夜間学級担当手当等

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。